平成20年国土交通省告示第85号 建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行

- 第一 審査の項目は、次の各号に定めるものとする。
 - 四 その他の審査項目(社会性等)
 - 1 次に掲げる労働福祉の状況
 - (→) (略)
 - (二) 審査基準日における健康保険及び厚生年金保険加入の有無(健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第十条ノ二の規定による届出及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二十七条に規定する届出を行っているか否かをいう。
 - (三) 審査基準日における建設業退職金共済制度加入の有無 (中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第六章の独立行政法人勤労者退職金共済機構との間で 同法第二条第五項に規定する特定業種退職金共済機構と の間で同法第二条第五項に規定する特定業種退職金共済 契約又はこれに準ずる契約の締結を行っているか否かを いう。)

四•伍 (略)

- 第二 審査の基準は、次の各号に定めるとおりとする。
 - 四 その他の審査項目(社会性等)に係る審査の基準
 - 3 第一の四の3に掲げる防災協定締結の有無については、

改正後

- 第一 審査の項目は、次の各号に定めるものとする。
- 四 その他の審査項目(社会性等)
 - 1 次に掲げる労働福祉の状況

() (略)

- (二) 審査基準日における健康保険加入の有無(健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)<u>第二十四条</u>の規定による届出を行っているか否かをいう。
- <u>室</u> 審査基準日における厚生年金保険加入の有無(厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二十七条に規定する届出を行っているか否かをいう。)
- 四 審査基準日における建設業退職金共済制度加入の有無 (中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第六章の独立行政法人勤労者退職金共済機構との間で 同法第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約又 はこれに準ずる契約の締結を行っているか否かをいう。)

田・(六) (略)

- 第二 審査の基準は、次の各号に定めるとおりとする。
 - 四 その他の審査項目(社会性等)に係る審査の基準
 - 3 第一の四の3に掲げる防災協定締結の有無については、

防災協定締結の有無が、別表第七の区分の欄のいずれに該し 当するかを審査すること。

- 4 第一の四の4に掲げる法令遵守の状況については、建設 業法第二十八条の規定により指示をされ、又は営業の全部 若しくは一部の停止を命ぜられたことの有無が、別表第八 の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。
- 5 次に掲げる建設業の経理に関する状況
- (1) 第一の四の5の一に掲げる監査の受審状況については 、会計監査人若しくは会計参与の設置の有無又は建設業 の経理実務の責任者のうち第一の四の5の口のイに該当 する者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署 名を付したものの提出の有無が、別表第九の区分の欄の いずれに該当するかを審査すること。
- (2) 第一の四の5の口に掲げる職員の数については、同号 の5の口のイに掲げる者の数に、同号の5の口の口に掲 げる者の数に十分の四を乗じて得た数を加えた合計数値 (別表第十において「公認会計士等数値」という。) が 、年間平均完成工事高に応じて、別表第十の区分の欄の いずれに該当するかを審査すること。
- 6 第一の四の6に掲げる平均研究開発費の額については、 当該金額が、別表第十一の区分のいずれに該当するかを審 査すること。

二 審査の対象とする建設業者が、効力を有する政府調達に関す □ 審査の対象とする建設業者が、効力を有する政府調達に関す る協定を適用している国又は地域その他我が国に対して建設市 場が開放的であると認められる国又は地域(以下「外国」とい う。) に主たる営業所を有する建設業者又は我が国に主たる営 業所を有する建設業者のうち外国に主たる営業所を有する者が 当該建設業者の資本金の額の二分の一以上を出資しているもの (以下「外国建設業者」という。) である場合における第二の 三の1並びに第二の四の1、2、5及び6の規定の適用につい ては、当分の間、当該各規定にかかわらず、それぞれ次に定め るところによる。

1 • 2 (略)

防災協定締結の有無が、別表第八の区分の欄のいずれに該 当するかを審査すること

- 4 第一の四の4に掲げる法令遵守の状況については、建設 業法第二十八条の規定により指示をされ、又は営業の全部 若しくは一部の停止を命ぜられたことの有無が、別表第九 の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。
- 5 次に掲げる建設業の経理に関する状況
- → 第一の四の5の一に掲げる監査の受審状況については 、会計監査人若しくは会計参与の設置の有無又は建設業 の経理実務の責任者のうち第一の四の5の口のイに該当 する者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署 名を付したものの提出の有無が、別表第十の区分の欄の いずれに該当するかを審査すること。
- □ 第一の四の5の□に掲げる職員の数については、同号 の5の口のイに掲げる者の数に、同号の5の口の口に掲 げる者の数に十分の四を乗じて得た数を加えた合計数値 (別表第十一において「公認会計士等数値」という。) が、年間平均完成工事高に応じて、別表第十一の区分の 欄のいずれに該当するかを審査すること。
- 6 第一の四の6に掲げる平均研究開発費の額については、 当該金額が、別表第十二の区分のいずれに該当するかを審 査すること。

る協定を適用している国又は地域その他我が国に対して建設市 場が開放的であると認められる国又は地域(以下「協定適用国 等」という。) に主たる営業所を有する建設業者又は我が国に 主たる営業所を有する建設業者のうち協定適用国等に主たる営 業所を有する者が当該建設業者の資本金の額の二分の一以上を 出資しているもの(以下「外国建設業者」という。)である場 合における第二の三の1並びに第二の四の1、2、5及び6の 規定の適用については、当分の間、当該各規定にかかわらず、 それぞれ次に定めるところによる。

1 • 2 (略)

- 3 第二の四の2の規定の適用については、同号の2中「Ⅰ 当該年数」とあるのは「当該年数及び外国において建設業 を営んでいた年数で国土交通大臣が認定したものの合計年 数」とする。
- 4 第二の四の5の(1)の適用については、第二の四の5の(1)中 「会計参与の設置の有無又は」とあるのは「会計参与の設置 の有無若しくは」とし、「提出の有無」とあるのは「提出の 有無又はこれと同等以上の措置として国土交通大臣が認定し た措置の有無」とする。
- 5 第二の四の5の(2)の適用については、第二の四の5の(2)中 「同号の5の口のイに掲げる者の数」とあるのは「同号の5 の口のイに掲げる者の数及び当該者と同等以上の潜在的能力 があると国土交通大臣が認定した者の数の合計数」と、「同 号の5の口の口に掲げる者の数」とあるのは「、同号の5の □の口に掲げる者の数及び当該者と同等以上の潜在的能力が あると国土交通大臣が認定した者の数の合計数」とする。

6 (略)

- 三 国土交通大臣が外国建設業者の属する企業集団について、次 三 国土交通大臣が外国建設業者の属する企業集団について、次 に掲げる要件に適合するものとして一体として建設業を営んで いると認定した場合においては、当分の間、第一に掲げる各項 目(第一の四の1の─及び□、3並びに4に掲げる項目を除く 。)については、(略)。)
- → 当該外国建設業者の属する企業集団が一体として建設業を 営んでいることについて、当該企業集団の中心となる者であ って外国に主たる営業所を有するものによる証明があること

二 (略)

四 (略)

→ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 三十八年大蔵省令第五十九号)第八条第三項に規定する親会 社(以下この号において単に「親会社」という。)とその子 会社(同項に規定する子会社をいう。)からなる企業集団で あること。

- 3 第二の四の2の規定の適用については、同号の2中「 当該年数」とあるのは「当該年数及び協定適用国等におい て建設業を営んでいた年数で国土交通大臣が認定したもの の合計年数」とする。
- 4 第二の四の5の一の適用については、第二の四の5の一中 「会計参与の設置の有無又は」とあるのは「会計参与の設置 の有無若しくは」とし、「提出の有無」とあるのは「提出の 有無又はこれと同等以上の措置として国土交通大臣が認定し た措置の有無」とする。
- 5 第二の四の5の口の適用については、第二の四の5の口中 「同号の5の口のイに掲げる者の数」とあるのは「同号の5 の口のイに掲げる者の数及び当該者と同等以上の潜在的能力 があると国土交通大臣が認定した者の数の合計数」と、「同 号の5の口の口に掲げる者の数」とあるのは「、同号の5の 二の口に掲げる者の数及び当該者と同等以上の潜在的能力が あると国土交通大臣が認定した者の数の合計数」とする。

6 (略)

- に掲げる要件に適合するものとして一体として建設業を営んで いると認定した場合においては、当分の間、第一に掲げる各項 目(第一の四の1の一から回まで、3及び4に掲げる項目を除 く。) については、(略)。)
- → 当該外国建設業者の属する企業集団が一体として建設業を 営んでいることについて、当該企業集団の中心となる者であ って協定適用国等に主たる営業所を有するものによる証明が あること。

二 (略)

四 (略)

→ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条 第三項に規定する親会社(以下単に「親会社」という。)と その子会社(同項に規定する子会社をいう。以下同じ。)か らなる企業集団であること。

- (略)技術職員数又は平均技術職員数及び第一の四の5の□┃六 (略)技術職員数及び第一の四の5の□に掲げる職員の数と に掲げる職員の数として審査するものとする。
- (一) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 三十八年大蔵省令第五十九号)第八条第三項に規定する親会 社(以下この号において単に「親会社」という。)とその子 会社(同項に規定する子会社をいう。以下この号において同 じ。) からなる企業集団であること。

二 • 三 (略)

(新設)

付録第二 算式

 $Y1 \times 15 - Y2 \times 30$

Y1は、第一の四の1の(3)から(5)までの各項目のうち加入又 は導入をしているとされたものの数

Y2は、第一の四の1の(1)及び(2)の各項目のうち加入をして いないとされたものの数

二 • 三 (略)

- して審査するものとする。
- → 親会社とその子会社からなる企業集団であること。

二 • 三 (略)

- 七 我が国に主たる営業所を有する建設業者であって、国土交通 大臣が次に掲げる要件のいずれにも適合するものとして認定し た子会社を外国に有するものについては、国土交通大臣が当該 子会社について認定した数値を当該建設業者の種類別年間平均 完成工事高に加えた数値をもって第一の一の1に掲げる項目の 数値として審査し、かつ、国土交通大臣が当該建設業者及び当 該子会社について認定した数値をもって同号の2及び同号の3 に掲げる項目の数値として審査するものとする。
- ─ 経営事項審査を受けていない者であること。
- □ 主たる事業として建設業を営む者であること。

付録第二

算式

 $Y1 \times 15 - Y2 \times 40$

Y1は、第一の四の1の四から出までの各項目のうち加入又 は導入をしているとされたものの数

Y2は、第一の四の1の一から回までの各項目のうち加入を していないとされたものの数